

認可外保育施設等を併用する保護者の方へ

R5. 4～

私立幼稚園等預かり保育料補助金の補助対象となる

認可外保育施設について

認可外保育施設等は、都道府県に届出し、施設の所在する区市町村から特定子ども・子育て支援施設としての「確認」を受けた施設が無償化の対象です。

これまで、東京都に届け出がある施設を補助対象としていましたが、令和5年度の利用分からは、「確認」を受けていない園・施設等は補助の対象となりませんので必ず施設の所在する自治体ホームページを確認してください。

認可外保育施設は、都道府県に届出を行い、指導監督基準を満たしている必要があります。現在経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化対象となります。（令和6年9月30日まで）それ以降は、補助対象になりません。

◆区内の認可外施設をご利用する場合◆

目黒区ホームページ 「対象施設一覧」参照

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/kosodate/josei/ninnkagaimusyoubu2019.html>

[トップページ](#) → [くらし・手続き](#) → [子育て・保育](#) → [子育て、保育に関する助成・援助](#) → [認可外保育施設等の無償化](#)

◆区外の認可外施設をご利用する場合◆

各区市町村のホームページを確認

東京都生活文化スポーツ局のホームページに、各区市町村へのリンクがあります。

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/hogosha/0000001355.html>